



飼養衛生管理基準の再徹底を！

平成30年9月以降、継続して発生している**豚コレラ**における疫学調査結果から、飼養衛生管理基準の特に重点的に遵守する項目が国から提示されました。

1 衛生管理区域専用の衣服・靴の設置及び使用

衛生管理区域**専用の衣服と靴**を用意し、区域外から



病原体を持ち込まないようにしましょう。

働いている人全員が徹底して行いましょう。

2 畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等

区域外で使用した**一輪車などの器具や重機**を、消毒を行わないまま区域内で使用すると、病原体を持ち込む恐れがあります。

日頃から「器具や重機の十分に**水洗・消毒**」や「畜舎や区域内の施設の定期的な**清掃・消毒**」を行いましょう。



三八地域県民局地域農林水産部 八戸家畜保健衛生所

TEL : 0178-27-7415 FAX : 0178-27-7418

土日祝祭日の場合は、家保携帯 090-7069-7714

3 野生動物等からの病原体の侵入防止

①犬・猫等の愛がん動物を区域内で飼養しないようにしましょう。外部からゴミ（食べ残し、野生動物の死骸など）を持ち込むリスクがあります。

②家畜の死体や胎盤等の保管は、野生動物の侵入を防止するために、**保管庫等**を利用しましょう。



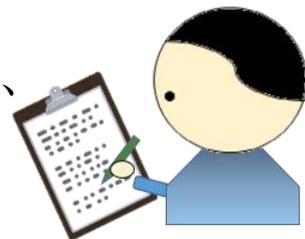
4 教育訓練等

畜舎内での飼養管理を行う方は、できるだけ限定し、消毒や作業手順について**定期的に教育や訓練**を行いましょ。外国人の方には、特に丁寧に説明をしてください。



5 飼養管理の記録の保管

常時から、「**飼料給与、分娩、出荷、異常の有無、死亡等**」について記録し、元気消失、食欲減退等の症状を示す場合は、「**具体的な症状、体温**」を記録しましょう。



6 飲用に適した水の給与

飼養する家畜に飲用に適した水を給与しましょう。



異常の早期発見・早期通報をお願いします

